様式第１１号（第８条関係）

文書番号

　　　　年　　月　　日

小野町長　　　　　　　　　印

障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

　　　　　年　　月　　日に申請のありました障害児通所給付費の支給変更及び利用者負担額減額・免除等の 変更について、児童福祉法第２１条の５の３及び第２１条の５の８の規定に基づき下記のとおり決定し、通知 します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 通所給付決定 保 護 者 氏 名  |  |
| 変 更 年 月 日 |  | 給付決定に係る 児　童　氏　名 |  |
| 変 更 の 内 容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |

　　　受給者証を下記提出先に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提 出 先

小野町 健康福祉課

福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻９２

0247-72-6934

提出期限 　　　年　　月　　日

・不服申立及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に福島県知事に対し審査請求をす

　ることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に小野町を被告とし

　て（訴訟において小野町を代表する者は小野町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の

　審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができな

　いこととされています。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求するこ

　とができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの

　訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

小野町役場　健康福祉課

〒 963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻９２

TEL 0247-72-6934 FAX 0247-72-3121